

再論・スポーツ放映権の法的根拠

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学法学会 公開日: 2024-06-17 キーワード: 作成者: 水戸, 重之 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000317

再論・スポーツ放映権の法的根拠

水戸重之

目次

- 一 はじめに
- 二 問題意識
- 三 学説の状況
- 四 海外の例
- 五 わが国の実務の取扱い
- 六 私見一新複合説
- 七 まとめ

一 はじめに

本稿は、スポーツ競技（試合）のテレビ等の映像に関する放送権（以下「スポーツ放映権」という¹）の法的根拠（法的性質）について考察するものである。

オリンピック競技大会やサッカーのFIFAワールドカップ大会などのビッグイベントの放映権料が高額になることが報じられる一方で、スポーツ放映権は、実定法上の明確な規定がないことが指摘されてきた²。筆者は以前

1 テレビ放送等の映像の放送権の場合、「放映権」の語が使われることが一般的であるので、本稿でも、放映権の語を用いる。また、スポーツの試合映像の動画配信（公衆送信）も映像を使用するという点で、テレビ放送と同列に考えられる面が多いと思われる。なお、映像を使用しないラジオ放送、テキスト放送、競技者をイラスト化して表示するイラスト配信などについては別途検討が必要である。

2 一般にスポーツ競技自体は著作物にあたらないと解されている。スポーツ放映権の法的根拠を論じる各文献もそれを前提に論じている。ただし、放送局又は番組制作会社が制作するスポーツ中継番組（試合の中継部分についても）が創作性ある表現行為として「著作物」（著作権法2条1項1号）に該当しうるとは別論である。

このテーマについて小稿を公表したが³、その後、このテーマに関して言及する複数の文献に触れ、筆者自身も現代的課題も含めて再考が必要と考え、本稿を執筆することとした。

本稿の趣旨は、スポーツ放映権の法的根拠を、筆者が従前から採ってきた肖像権と施設管理権の二つに求める説（本稿では「複合説」と呼ぶこととする）を再度検証するとともに、肖像権に根拠を求めることがより本質的であると論ずるものである。

二 問題意識

1 スポーツ放映権の法的根拠を論ずる意義

スポーツ放映権の法的根拠を論ずる意義には、①これを利用しその対価を受け取る権原⁴が誰に帰属するかという問題と、②第三者の無断放送に対して誰がどのような法的手段を取りうるかという問題がある。いずれの場合も、誰に権利が帰属し、誰が法的手段を取りうるか、という主体の問題がある。

(1) 有権原

権利者は自らスポーツ放映権を利用（放送）できるし、放送局等の第三者とスポーツ放映権の利用許諾契約（いわゆる「放映権契約」）を締結して対価を受け取る正当な権原（対価受領権原）を有することになる。

逆に、権利性がないとすれば、放映権料を支払うことなく誰でも自由に放送できることになる。放映権契約で放送局が支払う放映権料は何の対価か不明となり、「法律上の原因なく」他人の利益を得たとして不当利得（民法 703 条）となる可能性がある⁵。

3 拙稿「スポーツの試合の放送権」（伊藤＝濱野＝浦川＝菅原編「スポーツの法律相談」（青林書院、2000年）64頁（Q14）。2014年にも拙稿「スポーツと知的財産権～オリンピック・マーケティングを中心に～」（パテント Vol.67 No.5、2014）4頁以下で同テーマを論じた。

4 「権原」とは、ある法律行為又は事実行為を正当とする法律上の原因をいう（法律学小辞典、有斐閣、2016）。

5 もっとも、実定法上具体的な権利として規定されていなくても、法律上保護される利益（法益）があるといえるならその利用を許諾し対価を得ることについて正権限があると認められて不当利得とはならない。但し、訴訟においてはいずれが「法律上保護される利益」（のないこと）

(2) 権利侵害への法的救済

無断放送への救済として、誰がどのような法的救済を受けられるかという問題がある。ここで無断放送とは、権利者（誰が権利者かは別途論じる必要がある）の許諾を得ずに、放送することをいう。取りうる法的手段としては不法行為（民法709条）に基づく損害賠償請求ができるかと、差止請求等の妨害排除請求ができるかという問題がある。

2 現代的課題からの再論の必要性

現代においてスポーツの試合動画の利用形態が広がっている。すでにインターネット配信による試合中継は盛んになっているが、次のような新しいスポーツ映像の利用形態も出てきている。これらの権利保護や無断利用への救済を論じる上でスポーツ放映権の法的根拠の議論は重要であると考えられる。

(1) スポーツ NFT⁶

近時、スポーツ競技の映像（動画）の利用形態として、NFTが注目されている。NFTとはNon-Fungible Token（非代替性トークン）の略で、「偽造不可な鑑定書・所有証明書付きのデジタルデータ」のことであり、ブロックチェーンの技術を用いて発展したものである。NFTは、ファンや二次市場も含めた投資家の投資対象となっている。スポーツ選手の肖像や競技の画像・映像を用いたNFT（以下「スポーツ NFT」という）は、まさに、DX（Digital Transformation）によりスポーツコンテンツ価値を最大化しうるビジネスとして、大いに期待されている。例えば、NBAのロサンゼルス・レイカーズに所属するレブロン・ジェームズのダンクシュート映像のNFTに23万ドルの値が付くなど、スター選手のプレーのハイライトコンテンツがスポーツ

を主張立証すべきかの問題はあろう。

6 平尾覚、佐藤弥生監修、稲垣弘則編著者「DX時代のスポーツビジネス・ロー入門」（中央経済社、2021）〔根岸友喜〕「スポーツDXレポート スポーツコンテンツ・データビジネスの拡大に向けた権利の在り方研究会」（経済産業省・スポーツ庁主催・座長筆者、2022年12月）64頁以下、第3章「DX時代のスポーツビジネスの法的課題」。

NFT として高額で取引されている⁷。

(2) 目的別スポーツ映像取引の登場

さらに近年、スポーツ映像の取引形態として、利用目的による区別をすることがある。例えば、クラブが選手をスカウトするために必要な情報を収集する目的で、個々の選手にフォーカスした映像を編集し提供するために映像使用する権利を「スカウティング・ライセンス」といい、ベッティング（賭博）を行う目的で試合映像を使用する権利を「ベッティング・ライセンス」といって、それぞれを対象とする取引が行われているとのことである⁸。

三 学説の状況⁹

スポーツ放映権の法的根拠に関する学説としては、競技会場の施設管理権を挙げる説（以下「施設管理権説」という）、選手（競技者）の肖像権を挙げる説（以下「肖像権説」という）、施設管理権と肖像権の双方を根拠とする説（以下「複合説」という）が考えられる。さらに、近時、「主催者説」を主張する論稿が登場した。以下にはこれらの学説を概観する。

1 施設管理権説

スポーツ放映権の法的根拠として、競技会場の施設管理権を挙げる立場で

7 前掲・スポーツ DX リポート 45 頁以下。

8 小坂準記「スポーツ放映権に関する契約の最新実務」（ジュリスト 2022 年 4 月号 1569 号 68 頁以下）72 頁。

9 スポーツ放映権の法的根拠に言及した文献は、一般向け、実務家向けのものも含めて、筆者が確認できた限りで、以下のものがある。前掲・拙稿 2000、監修小笠原正「導入対話によるスポーツ法学」（不磨書房、2005、[齋藤健司]）179 頁、金井＝龍村編著「エンターテインメント法」（学陽書房、2011、[山崎卓也]）341 頁、大橋卓生「スポーツの放送と権利」（スポーツ・メディスン 2012・No.142・38 頁、小倉秀夫「スポーツと知的財産権」（パテント Vol.67 No.5、2014）66 頁、前掲・拙稿 2014、多田＝石田＝椿原編著「紛争類型別スポーツ法の実務」（三協法規出版、2014、[忠津充]）、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク編「スポーツ法務の最前線ービジネスと法の統合」（民事法研究会、2015、[伊東卓]）、日本スポーツ法学会監修、浦川＝吉田＝石堂＝松本＝入澤充編集「標準テキストスポーツ法学（第 3 版）」（エイデル研究所、2020、[大橋卓生]）164 頁、前掲・稲垣 2021 [根岸]、「スポーツ DX レポート スポーツコンテンツ・データビジネスの拡大に向けた権利の在り方研究会」（経済産業省・スポーツ庁主催・座長筆者、2022 年 12 月）64 頁以下、第 3 章「DX 時代のスポーツビジネスの法的課題」、前掲・小坂 69 頁。

ある¹⁰。

(1) 施設管理権説の内容

試合のテレビ中継をするためには、放送設備（放送機材）とそれを設置できる環境が必要である。数台のカメラ、アナウンサーや解説者が試合を直接またはモニター画面で見ながら実況中継や解説をするためのコメンタリー・ブース、映像・音声を競技場内から放送局まで送信するための設備・機器、これらを扱うスタッフなどである。誰にそのような放送設備を使わせ、放送機材の持ち込み（及びこれらを使用するスタッフの入場）を認めるかは、試合の会場を管理利用できる者である。

まず、施設の所有者は、所有権の使用・収益・処分という排他的支配権（民法 206 条）の性質上、自ら施設を管理利用することもできるし（使用）、それを第三者に使用させて対価（収益）を得ることもできる¹¹。次に、かかる権原を有する所有者から施設を借りて競技会を主催する主催者は契約に基づき独占的な施設の管理利用権を取得し、その権利に基づく占有開始により占有権を取得し、占有訴権（同法 197 条）に基づく占有保持の訴え（同法 198 条）や占有保全の訴え（同法 199 条）を起こすことができる¹²。

施設管理権説に立つ場合、スポーツ放映権侵害の救済手段として、①不法行為が成立するのはどのような場合か、②妨害排除請求はできるか、という点が問題となる。

- ① 不法行為責任の成立については、これを肯定する見解と否定する見解がある¹³。

10 前出の文献には施設管理権説をあげるものが多い。

11 前掲・拙稿 2000、67 頁で、その「根源は、所有権の一内容である施設管理権に由来する」、「施設の管理権・利用権といった物的な理由に根拠を求めることができる」と書いた。はなはだ稚拙な文章ではあるが、究極的には所有権に基づくという点で物権的権利として整理しようと試みたものである。

12 とはいえ、占有訴権をもって訴訟を起こすことは現実的でないし、またチケットを購入して入場した者の録音録画又は生配信については、中継訴権によることは難しいであろう。

13 前掲・山崎は不法行為責任の可能性を指摘する。これに対して、前掲・小倉 76 頁は、「特定の指名債権に由来する債権者の経済的利益（とりわけ間接的な利益）に第三者が配慮して自らの自由を制約すべき法的理由はないので、「放送権」を施設管理権に由来するものと捉える

- ② 妨害排除請求については（所有権、占有訴権に基づく構成ができる場合は別論）、施設管理権自体は契約に基づく利用権（債権）であるとの整理からすると否定されるものと思われる。

（2）施設管理権説の問題点

施設管理権説に対しては、次の問題点がある。

1）屋外競技（特に「公道競技」）の放映権

屋外競技、特にマラソン、駅伝や自転車のロードレースのような公道を競技会場とする競技（以下「公道競技」という）については、沿道において無断で放送機材を用意して独自放送を試みる者を、大会主催者が管理するエリアである場合は別として、これを排除することはできないのではないかとと思われる（後述四 1（3）の米国パレード事件参照）。

2）放送、録画環境の簡易化、高性能化

現在ではスマートフォン、タブレット端末や小型のデジタルビデオカメラを使用して、特別の場所を確保しなくても、競技を録画又は即時に公衆に配信する行為も可能になっている¹⁴。この点はもとより、競技場内の競技においても同様である。競技場内へのこれらの個人用の録音録画機器の持ち込みについては、入場に条件を付けられる施設管理権の行使としてこれを制限できるとしても¹⁵、その制限を潜脱することは容易であるし、そもそもスマートフォンの録画機能を使用した撮影までは制限されていないようである（外形的には私的利用目的か否かの区別はできないし、多くの場合、私的利用であろうとの前提があるように思われる）¹⁶。

以上、試合コンテンツを配信するような行為を債権侵害とすることは無理がある」という。

- 14 最近では、ドローン技術による空中からの撮影、中継の可能性も出てきている。この点も含め、従前のような放送局が設置する大型の中継機材を念頭に施設管理権を論じるだけでは不十分になりつつある。
- 15 例えば、Jリーグの試合の観戦チケットの裏面には「許可された場合以外は、会場内に録音、録画、模写に使用する機材・・・を持ち込むことはできません」と記載されている。
- 16 例えば、映画盗撮防止法は、映画館で観客席から営利目的で録音録画をする行為について、私的複製であるとの抗弁（著作権法 30 条 1 項）を封じるために制定された特別法である。文化庁公式サイト https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/eiga_tosatsu.html。特に Q1-A1 及び Q2-A2 参照。スマートフォン等による試合の撮影が営利目的か私的利用目

3) 施設管理権侵害はスポーツ放映権侵害か

この説は、例えば施設管理権者に無断で放送設備を試合会場に持ち込むような場合に、これを拒否する根拠としては有用である。では、施設管理権を無視して試合会場に入り込み大会主催者に無断でスポーツ放映をした場合(例えば入場券を購入して客席からスマートフォン等で中継した場合)に、施設管理権に基づきスポーツ放映権侵害を問えるであろうか。筆者は否と考える。施設管理権が有用なのは放送設備の持ち込みについてであって、無断のスポーツ放映自体については無力であると思われる。その意味で、施設管理権をスポーツ放映権の法的根拠に求めるとしても、次に述べる肖像権が直接的にスポーツ放映権の内容となりうるのに比べると、間接的なものである。

2 肖像権説

スポーツ放映権の法的根拠を選手の肖像権やパブリシティ権に求める立場である¹⁷。

(1) 肖像権説の内容

肖像権やパブリシティ権は、明文の規定はないものの、人格権に由来する権利として判例上認められ、その侵害に対して損害賠償請求権や妨害排除請

的かを判別することは困難であるものの、これを立法で禁止すべきとの議論は見あたらない。今後、録画機器の更なる高度化・簡易化(高画質の動画を1試合分録音録画できるような高性能のスマートフォンが低価格で普及するような場合)にはその規制の方法を巡って議論されることもある。

17 パブリシティ権をプライバシー権の一内容としての肖像権(肖像プライバシー権)との関係でどう考えるかについては議論がある。本稿においては、現在の通説的見解(佐藤幸治「憲法」(青林書院、1981)316頁、前掲・芦部=高橋118頁)であるプライバシー権を自己に関する情報コントロール権(自己の肖像のコントロール権も含むと解される)と捉えつつ、パブリシティ権については、ピンク・レディー事件最高裁判決(後出)に従い、人格権由来の顧客吸引力を排他的に利用する権利と整理して論を進める。この前提を採る限り、本稿のテーマ(特に無断利用への救済)に関しては、肖像プライバシー権とパブリシティ権を厳密に区別する実益はないように思われる。この点につき、前掲・五十嵐179頁以下、内藤篤=田代貞之「パブリシティ権概説(第3版)」(木鐸社、2014)33頁以下。

求権が認められてきた¹⁸。スポーツ放映権を肖像権やパブリシティ権により根拠づけることができれば、同様の法的保護（特に妨害排除請求権）を受けうることになるだろう。

（2）ピンク・レディー事件最高裁判決の法理

肖像権やパブリシティ権の発展については、多くの判例¹⁹や論稿²⁰があるが、中でも「ピンク・レディー事件」最高裁判決²¹は、最高裁が正面からパブリシティ権を認め、その内容を明らかにしたという点で重要である。以下に検討する通り、肖像権説は同判決の示した法理に照らしても妥当すると筆者は考えているが、肖像権説を批判する学説にも同判決を引いて論ずるものが見られるので²²、肖像権説の内容を同判決に即して以下に詳しく見ていく。

1) パブリシティ権の定義及び法的性質

判決は、「人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、

-
- 18 名誉毀損事件として北方ジャーナル事件（最判昭和 61 年 6 月 11 日判例時報 1194 号 3 頁）、プライバシー侵害事件として石に泳ぐ魚事件（最判平成 14 年 9 月 24 日判時 1802 号 60 頁）、パブリシティ権侵害事件としておニャン子クラブ事件（東京高判平成 3 年 9 月 26 日判時 1400 号 3 頁）、キング・クリムゾン事件（東京地判平成 10 年 1 月 21 日判時 1644 号 141 頁、東京高判平成 11 年 2 月 24 日判例集未搭載）等がある。前掲・五十嵐 190 頁、271 頁。
- 19 前注 24 に掲げる判決の他、マーク・レスター事件（東京地判昭和 52 年 3 月 17 日判時 868 号 64 頁）、ブブカスペシャル 7 事件（東京高判平成 18 年 4 月 26 日判時 1954 号 47 頁）、ピンク・レディー事件（最判平成 24 年 2 月 2 日民集 66 卷 2 号 89 頁、判時 2143 号 72 頁）等。
- 20 伊藤正巳「プライバシーの権利」（岩波書店、1963）、前掲・五十嵐、前掲・内藤＝田代。特にスポーツ選手とパブリシティに関する論稿として、升本喜郎「スポーツ選手の肖像の商業的利用に関する現状と問題点」（コピーライト 2002 年 12 月号）、升本「急速に発展するスポーツ選手のパブリシティ権」（Sports Management Review 2018）、前掲・拙稿 2014、前掲・小倉 2014、結城大輔「裁判例に見るスポーツとパブリシティ権」（パテント vol.67, No.5, 2014）。
- 21 ピンク・レディー事件最高裁判決（前出重要判例解説・最高裁判所調査官中島基至（Law and Technology No.56 2012/7、68 頁）、奥邨弘司「平成 24 年度重要判例解説」274 頁、竹田稔・コピーライト 614 号 18 頁、内藤篤「残念な判決」としてのピンク・レディー最高裁判決（商事法務、NBL976 号 17 頁）、小泉直樹「パブリシティ権保護の近況」（法曹時報 72 卷 3 号）1 頁以下、田村善之「パブリシティ権侵害の要件論考察—ピンク・レディー事件最高裁判決の意義」（法律時報 84 卷 4 号 1 頁）、前掲・内藤＝田代 109 頁、井上由里子「パブリシティ権の侵害と不法行為—ピンク・レディー事件」（有斐閣、メディア判例百選 [第 2 版] 106 頁、52 事件）、原審の評釈として、判時 2060 号 137 頁。
- 22 前掲・伊東 30 頁、前掲・池村 44 頁。

これをみだりに利用されない権利を有すると解される。そして、肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（以下「パブリシティ権」という。）は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成するものといえることができる。」という。

ここでは、i) 法律上定めのない「パブリシティ権」なる概念を認めたこと、ii) その内容は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を利用する権利としたこと、iii) 人格権由来の権利であること、iv) 排他的権利であることを、明らかにしている。

2) 受忍限度論

他方、判旨は、「社会の耳目を集めるなどして、その肖像等を時事報道、論説、創作物等に使用されることもあるのであって、その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もある」という。

3) 侵害の三類型

その上で、「肖像等を無断で使用する行為は、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し（以下、「第一類型」）、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し（以下、「第二類型」）、③肖像等を商品等の広告として使用する（以下、「第三類型」）など」と3つの類型を例示した。判旨の述べる三類型については、同判決の金築誠志裁判官の補足意見（以下「金築補足意見」という）が具体例を挙げている。すなわち第一類型については「ブロマイド、グラビア写真」、第二類型については「いわゆるキャラクター商品」、第三類型については「商品等の広告として使用する場合」である。

このうち、金築補足意見は第一類型の例示として（ブロマイドとともに）「グラビア写真」を挙げている。「グラビア写真」とは、(a)「グラビア写真集」のようにほぼ肖像写真のみにより構成される商品を指す場合（いわゆる「写真集」）と、(b)「グラビア記事」、「グラビア掲載」といったように、

雑誌の中の一部として数ページ掲載されるような場合がある²³。(a) は、ブロマイドと同視できるであろうし、パブリシティ権の侵害が成立することにあまり異論はなかろう²⁴。他方、(b) のグラビア的使用については、(b-1) 侵害にあたる場合もあると考えるか²⁵、(b-2) パブリシティ権侵害にはあたらないと考えるか²⁶、分かれている。

雑誌の中の数ページのグラビア掲載のような場合にパブリシティ権侵害となるかについては、(金築補足意見が「グラビア写真」を例示しているにもかかわらず法廷意見は明示を避けたとおり) 今後の判例法理に委ねたと解することができる²⁷。

いずれにおいても、筆者の理解によれば、試合における選手の肖像、パブリシティの利用は、(a) のブロマイドや写真集、あるいはイメージビデオに類するものであり、(b) のグラビア的使用についての議論とは無関係である。

4) 商品等

パブリシティ権が何について使用されるか(対象物)については、判旨は「商品等」というのみで、これを定義していない²⁸。顧客吸引力の利用というパブリシティ権の意義に鑑みれば、ここでいう「商品等」とは、広く対価を支払うに値する有形・無形の商品、サービスを指すと考えて差し支えないと思われる。

5) 「専ら」基準

上記を受けて、判旨は「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合にパブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上

23 前掲・内藤=田代 201 頁にいう「グラビア的使用」もこの意味である。以下、便宜的に、本項においてはこれに倣って、(b) の意味のグラビア写真における肖像利用を「グラビア的使用」という。

24 ペ・ヨンジュン事件(東京地判平成 22 年 10 月 21 日最高裁 HP)。

25 エンジョイマックス事件(東京地判平成 25 年 4 月 26 日最高裁 HP)。

26 前掲・内藤=田代 202 頁。

27 前掲・田村 4 頁。

28 前掲・内藤 18 頁はグラビア的使用との関連で、商品等を定義することの重要性を指摘する。

違法となるもの」とした。

(3) スポーツ放映権へのあてはめ

このピンク・レディー事件最高裁判決の判旨に沿って、スポーツ放映権の法的根拠についての肖像権説を見ていくこととする。

1) 対象としての肖像等

まずパブリシティ権の対象として「人の氏名、肖像等」が挙げられているが、これに続く「(肖像等)は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解される」との点が重要である。筆者は、選手の試合でのプレー、パフォーマンス（以下「選手のプレー」という）は、2つの意味で、ここでいう「個人の人格の象徴」といえると考える。

まず、試合を放送すればそこに選手の肖像が映ることは自明であろう。肖像は、ブロマイドや広告ポスターのような写真だけでなく²⁹、動きのある肖像（動画）も肖像の利用という点に異論はないと思われる。肖像の顧客吸引力の利用という観点からは、一般論として、動画の方が質的にも量的にもより顧客吸引力が強いとみることもできよう³⁰。

選手のプレーは自らの肉体を用いて行う動作であり、プレー自体、「個人の人格の象徴」といえると考えられる。選手が日々のトレーニングを経て、試合においてその成果を発揮して最善のプレーを試みる。そのプレーは当該選手の「人格の象徴」以外の何ものでもないと思われ。歌手が歌唱し、演奏家が楽器を演奏し、俳優が演技するのと同様に、選手

29 金築補足意見も第一類型の具体例として、「ブロマイド」と「グラビア写真」という静止画を挙げる。但しこれもイメージビデオやプロモーションビデオ（必ずしも著作物の実演を行わないものも多く、その場合は出演者に著作隣接権も認められない）のような動画を第一類型から排除する趣旨ではないであろう。

30 前掲・五十嵐 100 頁は肖像権侵害についての議論において、「テレビは映像が中心のため、他人の肖像権を侵害する可能性が多い。しかし、これまで公表された裁判例は乏しい」として、映像について肖像権侵害が認められた例として、元弁護士の被疑者を隠し撮りした映像をテレビ放送した事案において、肖像権侵害を認めた判決（東京地判平成 12 年 10 月 27 日判タ 1053 号 152 頁）をあげる。

はプレーするのである。歌手、演奏家、俳優が著作権法上、実演家としてそのパフォーマンスについての著作権が認められ、著作者人格権が認められていることとのバランスを考えても、選手のプレーを個人の人格の象徴とすることに特段違和感はないように思われる^{31,32}。

2) 受忍限度論へのあてはめ

判旨は「肖像等に顧客吸引力を有する者は、社会の耳目を集めるなどして、その肖像等を時事報道、論説、創作物等に使用されることもあるのであって、その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もあるというべきである。」という。これをスポーツ放映権について当てはめれば、「肖像等」は選手及びそのプレー、「社会の耳目を集める」は、スポーツの試合中継への関心、「肖像等を時事報道、論説、創作物等に使用」は、放送、ということになる。肖像権説を批判する文献の中には、「自らの意思で公開のスポーツイベントに参加している選手たちがその姿をテレビ等で放映されることにより受忍限度を超えるほどの精神的な苦痛を感じるとは一般的に想定しがたいので、この法的位置づけ（筆者注：肖像権説）には無理がある。」と述べるものがある³³。ピンク・レディー事件最高裁判決の中で建てられた受忍限度論を意識したものかどうかは明らかではないが、肖像権についてであれ肖像パブリシティ権についてであれ、選手の同意のみならず主催者の許諾も得ていないような無断放送について選手が受忍限

31 後掲・黒川論文が、著作隣接権に関するローマ条約の議論やブラジルの「アリーナ権」を手掛かりに、放送に対する選手の権利を示唆するのも同様の発想と思われる。

32 なお、ピンク・レディー事件最高裁判決の原審(知財高判平成21年8月27日判時2060号137頁)において、控訴人らは、著名人のパブリシティ権獲得につき「その著名人の名声・社会的評価・知名度等が世の中に知れ渡るまでには、天賦の才能等に加え、相当の精神的、肉体的な修練とその修練を積み重ねるにつき必要不可欠な出費に耐える労苦とを要し、そのような著名性を得るに至った際には、その著名人がその固有の名声・社会的評価・知名度等を表現する機能がある肖像等が具有する顧客吸引力に係る経済的価値を独占的に享受することは、当該著名人が努力した上記のような修練、労苦等のもたらす当然の帰結である」と主張した。筆者は、この主張に賛同するとともに、トップアスリートがその高レベルのプレーを発揮できるまでに至る過程とその結果として顧客吸引力を有するプレーを生み出すという構造に通じるものがあると考ええる。

33 前掲・小倉71頁。

度を超えるほどの苦痛を感じないと断ずる理由は定かではない。これが主催者の許諾を得た上での放送であれば、受任限度の話ではなく、選手の肖像権を認めた上で、放送についての選手の明示・黙示の同意があると構成することができる。

以下には無断放送の場合を念頭に検討する。判旨がどのような場合に受忍限度を超えたことになるか、ということ論じているのが次の「三類型論」と「専ら」基準である。

3) 三類型論へのあてはめ

ピンク・レディー事件最高裁判決によれば、第二類型は商品に肖像を付すもの、第三類型は広告に肖像を使用するもの、と理解できるので、選手のプレーはその類型には入らず、第一類型にあてはまるかどうか問題となる。

私見によればグラビアやイメージビデオも、選手のプレーも、魅力のタイプが異なるだけで、人間の姿、動きに顧客吸引力があり、それに対価を払う価値があるという構造は同じであると考ええる。

4) 「専ら」基準説へのあてはめ

ここで「専ら」とは、「唯一」であることは必ずしも必要ない。金築補足意見は、「原判決は、顧客吸引力の利用以外の目的がわずかでもあれば、「専ら」利用する目的ではないことになるという問題点を指摘しているが、例えば肖像写真と記事が同一出版物に掲載されている場合、写真の大きさ、取り扱われ方等と、記事の内容等を比較検討し、記事は添え物で独立した意義を認めがたいようなものであったり、記事と関係なく写真が大きく扱われていたりする場合には、「専ら」といってよく、この文言を過度に厳密に解することは相当ではないと考える」という³⁴。

パブリシティ権侵害になるか、と言う点については、ピンク・レディー

34 「専ら」の意味について、前掲・調査官解説 73 頁は広辞苑 [第6版] の「専ら」の「その事ばかり。それを主として。まったく」を引用して、「必ずしも 100% すべてという意味に限られるものではない」とし、更に金築補足意見に触れて、「「only」、「exclusively」の意味に限られるのではなく「mainly」の意味を含みうる」という。

事件判決の「専ら」基準に触れた上で、「通常の態様によるスポーツの中継や収録等がスポーツ選手のパブリシティ権の対象となるものとは考えがたい」という批判がある³⁵。

もちろんそこには、監督、コーチの指揮、審判の試合進行（の巧拙）、観戦に適した清潔安全なスタジアム、両チームを熱烈に応援する観客の姿や声、中継をするアナウンサー、効果音（音楽）、解説者による魅力的なチーム・選手紹介や選手のプレーの解説など、試合の魅力＝顧客吸引力を高める様々な要素があるのは事実であるが、それにも関わらず、「専ら」基準を満たすと思われる。選手のプレー映像を抜きにしたこれらの要素だけでどれほど顧客吸引力があるかを考えてみればわかりやすい。

3 主催者説

上記のほか、スポーツ放映権は競技会的主催者に帰属するという説（以下「主催者説」という³⁶）を唱える見解がある。

（1）主催者説の内容

「現代のスポーツビジネスを前提にすれば、スポーツの試合を行うためには、競技場を手配するだけでなく、選手を確保し、観客を集めるための広告宣伝を行う等、多額の費用をかけ、リスクを負担して、スポーツを実施する者に、入場料や放送権料等の収入が帰属すべきであり、スポーツの実施そのものに放送権の源が求められると考えられる」との見解がある（横山 2017）。また、これを引用する池村 2018 は、「費用、リスクを負担してスポーツを主催（実施）すること自体に法的根拠を求める」べき、「思うに、放映権の本質的な内容は、そのスポーツが持つ魅力を視覚的方法によって広く伝

35 後掲・池村 44 頁。

36 池村聡「プロスポーツと放映権」（ジュリスト 1514、有斐閣、2018）、及び、同文献が引用するエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク編「エンターテインメント法務 Q & A—権利・契約・トラブル対応・関係法律・海外取引」（民事法研究会、2017、[横山経道]）。なお、池村 43 頁は、横山 2017 の見解を「主催者説」と名付けているが、横山 2017 は「主催者説」との語は用いていない。

えることにある。そして、スポーツの魅力は、出場チームや選手の確保、各種演出や広告宣伝等様々な要因によるものであって、そうである以上、そのスポーツの放映権の法的根拠は、会場の施設管理権のみに求めることは適当ではなく、会場費や賞金その他の各種運営費を負担し、リスクを取ってそのスポーツを実施（主催）すること自体に求め、主催者に帰属すると解することが実態に即しているのではないだろうか。」という（下線は筆者）。

これらの主張をみると、スポーツ放映権の法的根拠を「スポーツの実施そのもの」、「スポーツの主催（実施）」に求めているのであり、池村 2018 の命名にも関わらず「主催者説」と呼ぶのは適切ではなく（そもそも権利の実態を解明せんとする議論の中で、その権利の帰属主体をもって説の名称とするのは適切ではなかろう）、「主催権説」「主催説」とでも称すべき主張のように思われる³⁷。

主催者説は、妨害排除請求の可能性について言及していない。妨害排除請求が認められるのは物権（準物権）か人格権のみであるところ、前掲・横山 2017 が「侵害対象が法律上の権利といえるほどに具体的・定型的なものでなくても、侵害行為の反社会性の程度等によっては民法 709 条の不法行為が成立する³⁸」として、（準）物権や人格権に言及していないことに鑑みると、妨害排除請求を認めない趣旨かと思われる。

（2）主催者説の評価

スポーツ興行の実態及び関係者の利害状況を分析し、また、これに基づき法的根拠を構成しようとする点は、傾聴に値する（後出六参照）。スポーツ放映権がビジネス上重要となっているスポーツ競技については、実務の運用にもおおむね合致するという点も長所である。

37 にもかかわらず主催説、主催権説と命名しなかったのは、法的に権利として確立しているとはいいがたい「主催」又は「主催権」なる概念を持ち出すことに躊躇されたのであろうか。なお辞書によれば「主催」とは「中心となって会などをもよおすこと」をいう（大辞林〔第二版〕、三省堂）。

38 前掲・横山 238 頁は、その帰結として、「自ら撮影したスポーツの映像をインターネットで配信する行為」は施設管理権を侵害しない場合でも不法行為が成立するとしている。

ただし、主催者説には以下の問題があると考えられる。

- 1) 実態から法的根拠を探索するべきであるところ、実態そのものをもって法的根拠とするのは本末転倒ではなかろうか。
- 2) 仮に費用とリスクを負担しスポーツを実施する者（主催者）が有する権利を「主催権」として観念するとしても、その内実は、様々な知的財産（商標権等）や法的利益の集合体であるように思われる。そしてスポーツ放映権に焦点を当てて論じていけば、結局のところ施設管理権や肖像権に収斂するのではないかと思われる。
- 3) 実務上、規約等によって主催者に放送許諾権が与えられているという実態をもって主催者説の論拠とするのであれば、規約は関係者間の団体的合意であり、その規約に同意する者のみにしか効力が及ばず、無断放送をする者を拘束することはできないとの批判がある³⁹。

四 海外の例

次に海外における若干の例をみていく。法制度の異なる海外の例をそのままわが国にあてはめることはできないが、参考になると考える。

1 米国の例

米国においてもスポーツ放映権について直接規定した法律はないため、判例法として形成されてきた。

(1) KQV 事件 (1938 年)⁴⁰

ラジオ局である KQV が、MLB のピッツバーグ・パイレーツの試合を球場外のビルの一角からラジオで実況中継をした行為につき、裁判所は、球団が興行を行うために球場の運営、整備、選手の給与等に多額の費用負担をし

39 笠井修「スポーツビジネスと契約をめぐる問題状況」（日本スポーツ法学会年報第 14 号）174 頁は、大会規約で放映権の帰属を定めている点について「これらはいくまで、各団体の内部規約に過ぎないため、外部の第三者との関係において放送権の所在はなお問題となる。」と指摘する。

40 *Pittsburg Athletic Co. v. KQV Broadcasting*, 24 F. Supp. 490 (W.D. Pa 1938)。グレン M. ウォン＝川井圭司「スポーツビジネスの法と文化 アメリカと日本」（成文堂、2012）201 頁。

ていること、従って、試合に関する財産権を球団が保有していると判断した。スポーツ放映権が試合の主権者たる球団に帰属するとした。

(2) ボルチモア・オリオールズ対 MLB 選手会事件 (1986 年)⁴¹

MLB の試合のテレビ放映における著作権 (copyright in the telecasts of major league baseball games) につき、MLB 選手会は選手個人に著作権が帰属すると主張し、球団に対して放映権料の分配を求めたが、裁判所は、選手の使用人としてのチームは「職務著作」(work made for hire⁴²) の下で野球の放映について全面的にその著作権を取得する、この著作権は選手の「パブリシティ権」に専占 (preempt) するとして、選手会の請求を棄却した。著作権法の枠組みでの議論ではあるが、出発点としては選手自身が author であることが前提となっていると思われる。

(3) パレード事件 (1985 年)⁴³

あるパレードの独占的放送権を主催者 (PCI) が米国三大ネットワークの一つである ABC とそのローカル局のシカゴ地方局 WLS に付与していたにもかかわらず、WGN は独自に実況中継を行うと発表した。主催者は WGN に対して放送差止を求めたが、裁判所は WGN がパレードの放送にあたり自己の著作物 (work of authorship⁴⁴) を創作 (create) するため独自の機材、カメラマン、ディレクターを使用する予定であることを理由に原告の著作権侵害の主張を退け、その他の州法違反、コモンロー違反の主張も退けた。

(4) ボストン・マラソン事件 (1990 年、1991 年)⁴⁵

ボストン・マラソンの主催者である BAA がその放送権を WBZ-TV に許諾していたが、WCVB-TV が BAA の許諾を得ることなく同マラソンの中継

41 Baltimore Orioles v. Major League Baseball Players Ass'n, 805 F.2d 663 (7th Cir. 1986)。前掲・グレン = 川井 216 頁。

42 米国著作権法 (17 U.S. Code) 101 条参照。わが国の著作権法 15 条 (職務著作) も同種の規定である。

43 Production Contractors, Inc. v. WGN Continental Broadcasting, Co. 622 F. Supp. 1500 (N.D.Ill.1985)。

44 米国著作権法 (17 U.S. Code) 102 条参照。

45 WCVB-TV v. Boston Athletic Association, 926 F. 2d42, 1st Cir. 1991。

放送を行った。WCVB は翌年も中継予定であるというので、BAA は予備的差止命令 (preliminary injunction) を申し立てた。第一審は、マラソンコースが市街地という公共的な空間であり、BAA による支配・アクセス制限が及んでいないので、KQV 事件の射程外であるとして、BAA の差止請求を棄却した (控訴棄却)。

以上を概観すると、① KQV 事件により、試合の主催者である球団がスポーツ放映権を有し、たとえ施設の管理外の場所 (隣のビル) からの中継であっても主催者の権利を侵害するとの判例法理が確立したが、パレード事件及びボストン・マラソン事件により市街地等公共の場所における中継には及ばないとされたこと、②ボルチモア・オリオールズ事件では、著作権法事件ではあるが、本来的には選手が著者 (author) であることを前提に著作権法上の職務著作 (work made for hire) の規定により選手のスポーツ放映権についての主張を否定したといえる。わが国の議論にあたっては、①は施設管理権説、②は肖像権説の検討に示唆を与えるものといえよう。

(5) スポーツ放送法 (1961 年)⁴⁶

スポーツ放送法 (1961 年) は「コマーシャル付き放送 (sponsored telecast) の放映権一括販売方式について反トラスト法 (独占禁止法) の適用を除外する法律である。これはリーグ組織が、リーグに所属する球団が行う試合の放映権を一括して販売するのは、反トラスト法に違反するとの訴訟が起こされていた中、これを同法に違反しないとして立法的に解決したものである。これにより、スポーツ放映権はその排他性を高め、スポーツ放映 (コンテンツ) の価値を著しく増加させることになった⁴⁷。

同法はスポーツ放映権の法的根拠について直接規定するものではないが、リーグ組織において規約や選手契約に基づき各球団が放映権を有していることを前提とする法律である。

46 Sport Broadcasting Act of 1961、前掲・ウォン＝川井 206 頁。

47 前掲・ウォン＝川井 124 頁以下、206 頁。

2 ブラジル法の場合⁴⁸

(1) 旧著作権法におけるアリーナ権⁴⁹

1973年著作権法（旧著作権法）100条1項は「競技者（Athletes）の属する団体⁵⁰」に有料スポーツイベントの放送等についての著作隣接権（許諾権・禁止権）を認め、同条2項は、許諾料の20%を当該イベントに参加した競技者に配分すると規定していた（その後、次のペレ法に継承された）。

(2) ペレ法におけるアリーナ権

1998年法第9615号（いわゆる「ペレ法」）⁵¹42条1項は、「スポーツ事業を行う団体」（各クラブと解される）にスポーツイベントの放送等について

48 柏健吾「スポーツ一般法」（一般社団法人日本ブラジル中央協会「ブラジル特報」）。TMI 総合法律事務所 <https://www.tmi.gr.jp/service/global/latin-america/2023/14966.html> に転載。なお、ブラジル法についての記述は、同文献の提供のほか、柏健吾弁護士（TMI 総合法律事務所所属、2012年9月ブラジル・サンパウロ市の Tozzini Freire 法律事務所、及び、2014年1月同サンパウロ市の Motta Fernandes 法律事務所勤務を経て、2019年4月より同サンパウロ市の Cescon, Barriou, Flesch & Barreto 法律事務所に出向中）の多大な協力を得た。ただし、本稿におけるアリーナ権を含む記述については筆者のみが責任を負うものである。

49 黒川徳太郎「スポーツイベント保護の一つの事例」（著作権シリーズ70「放送に関する著作権制度の諸問題の研究4」（著作権情報センター、1984）所収。以下「黒川論文」）及び同論文の参考資料として添付されている José de Oliveira Ascensão 氏による “An innovation in Brazilian law- the stadium right” (EBU Review March 1981)（以下「アセンサウン論文」）の和訳も同様。なお、両論文では「スタジアム権」との語が用いられているが、アリーナもスタジアムも競技場を意味する点では同じであり、本稿ではブラジル法の原文（ポルトガル語）にある *direito de arena* の訳語として「アリーナ権」を用いる。黒川論文は、アセンサウン論文を紹介しつつ、ブラジル著作権法が隣接権として保護しようとするのに選手にではなく選手の属するスポーツ団体にその権利を付与したことに疑義を呈している。一方、同文献は、レコードは必ずしも著作物を録音するだけでなく、また、放送も必ずしも著作物を放送するだけではないにもかかわらず、著作権法の中でレコード製作者の権利や放送事業者の権利を規定するのは、産業保護・事業保護の側面が強いことも指摘する。レコード製作者の権利（旧ブラジル著作権法98条）及び放送事業者の権利（同法99条）の後に、スタジアム権の規定（100条）が置かれているのも、スポーツ産業保護の観点からは理解できないこともない。なお、拙稿2000において黒川論文及びアセンサウン論文に依拠してブラジル著作権法の「アリーナ権」（拙稿では出典論文に従い「スタジアム権」と表記）を紹介したが、この時点ではすでにブラジルの新著作権法（1998年法第9610号）が施行されており、そこにはスタジアム権の規定は置かれず、同内容はペレ法に承継されていたことを後日知った。

50 前掲・アセンサウン論文81頁は（俗に言えばクラブ）といい、前掲・黒川論文68頁は（スポーツクラブを含むスポーツ団体）という。

51 ペレ法（1998年法第9615号）（https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/19615consol.htm）。

の放送許諾権を認め、同条 1 項は、（労働協約に別途の定めがない限り）許諾料の 5% を競技者の労働組合（選手組合）に配分し、そこから試合に参加した競技者に等分に配分すると定めた⁵²。

更に 2021 年の改正ペレ法⁵³は、サッカーの場合はホームチームがアリーナ権を有することを明記した（ペレ法 42 - A 条）。

（3）2023 年スポーツ一般法

2023 年 6 月 14 日に成立し施行された「スポーツ一般法」（2023 法 14597 号）⁵⁴ は、サッカーに限定することなく、アリーナ権はホームチームが有すると規定している（同法 160 条）。

3 英国ユニバーサル・アクセス権⁵⁵との関係

（1）英国におけるユニバーサル・アクセス権

英国におけるユニバーサル・アクセス権とは、国民の誰もが一定の国民的行事をテレビで視聴することを保障する権利である。スポーツ放映権は純粋に私的な権利であるから本来はその権利をどう行使するかは自由であり、有料でのみ視聴させることも可能なはずである。とはいえ、それでは国民に人気のある競技でも、見られない国民がでてくるおそれがある。そこで、一定の国民的行事を「特定指定行事」⁵⁶として、一定の視聴の機会を国民に与え

52 5%の料率及びその支払いが選手組合を通じて選手に分配されるようになったのは、2011 年の改正による。

53 改正ペレ法（法 14205 号）(https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2019-2022/2021/Lei/L14205.htm)。

54 スポーツ一般法 (https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2023-2026/2023/Lei/L14597.htm)。

55 「スポーツ放送権ビジネス最前線」メディア総合研究所編（花伝社、2001）、森克己「イギリスにおけるスポーツメディアへの法的規制とユニバーサル・アクセス権」（日本スポーツ法学会年報 13 号 2006）。

56 特定指定行事には二つのカテゴリーがある。

- ・グループ A：オリンピック競技大会、サッカー FIFA ワールドカップ大会、サッカー・ヨーロッパ選手権、イングランド・サッカーの FA カップ決勝、ウィンブルドン・テニス本選などである。これらのイベントについては、地上波テレビ放送局に独占生放送権の獲得を保障している。
- ・グループ B：クリケットのテストマッチ、世界陸上選手権、ゴルフの全英オープンなどが

ようとした法律である。

(2) わが国での視点

わが国では、ユニバーサル・アクセス権導入の立法についての議論は見当たらないが、スポーツ放映権の高騰が原因で国民的に関心の高いスポーツ競技を視聴・観戦できなかつたとの報道を目にすると、わが国においても全く議論の必要のないテーマとも言えないように思われる。今後、「国民の観る権利」といた議論がされることもありえよう。そのような議論が起きた場合には、誰のどのような私権を制限することになるのか、という検討をすべきであり、その際にはスポーツ放映権の法的根拠の議論がなされることと思われる。

五 わが国の実務の取扱い

以下には、スポーツ放映権に関するわが国の実務の取り扱いの例を見ていく。実務の取扱いが直ちにスポーツ放映権の法的根拠を理論づけるものではないが、参考になろう。

1 プロ野球とサッカーJリーグ

プロ野球の場合は、ホームゲームの主催球団（ホームチーム）に放送許可権があるとされる⁵⁷。一方、サッカーJリーグの場合は、リーグ組織に帰属（選手が所属する各Jクラブに帰属ではない）するとされ、Jリーグが一括管理している⁵⁸。

含まれる。これらのイベントについては、地上波テレビ放送以外の有料放送事業者も独占生放送権を獲得できるが、その場合にもハイライト放送、時差放送などの二次的放送権が地上波放送局に提供されなければならないとされている。

57 日本プロフェッショナル野球協約（2022年度版。以下「野球協約」）44条（球団の放送許可権）は「球団は、それぞれ年度連盟選手権試合のホーム・ゲームにつき、ラジオ放送及びテレビジョン放送（再生放送及び放送網使用の放送を含む）、有線放送並びにインターネット及び携帯電話等を利用した自動公衆送信（いずれも、海外への、及び、海外での放送及び送信を含む。）を自由に許可する権利を有する」と規定する。

58 公益社団法人日本プロフェッショナルサッカーリーグ（Jリーグ）規約119条1項〔公衆送信権〕は、「(1) 公式試合の公衆送信権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）は、すべてJリーグに帰属する」と規定する。

いずれかが理論的帰結ということではなく、リーグの制度設計の違いである。

そしてスポーツ放映について選手は、選手契約書の中で直接・間接に同意又は承諾をしているという構造になっている^{59,60}。

このようにスポーツイベントがビジネスとして成立しその所管団体が明確な場合は、スポーツ放映権の所在、帰属が規約等に明記されていることも多いであろう。ただし、これらの規約等は団体内部の契約にすぎず、第三者に対して拘束力を持つものではないので、その形成に参加し合意していない者に対しては規約への同意が必要になるし、同意をしていない無権限の放送を行う者に対しては、法的責任を問えるかの理論的検討が必要である。

2 女子プロゴルフツアー（LPGA）による一括管理の例⁶¹

2018年、（一社）日本女子プロゴルフ協会（以下「LPGA」という）は、LPGAによるツアーの放映権をLPGAが一括管理する旨を宣言した。その記者会見概要及びポジションペーパーにおいて、LPGAは、ツアーの放映権の根拠として、施設管理権と選手の肖像権を挙げている。スポーツ放映権について、複合説を採ったものと解される。すなわち、「LPGA ツアーについ

59 プロ野球選手統一契約書（2018年度版）は、まず前文で「野球協約ないし規程の目的は球団と選手（中略）を規律」するものとした上で、同29条は「球団と選手は野球選手の行動および選手と球団との関係に関する日本プロフェッショナル野球およびこれに附随する諸規程を諒承」と規定する。なお、同16条は「球団が指示する場合、選手は写真、映画、テレビジョンに撮影されることを承諾する。なお、選手はこのような写真出演等にかんする肖像権、著作権等のすべてが球団に属し、また球団が宣伝目的のためにいかなる方法でそれらを利用しても、異議を申し立てないことを承認する。なおこれによって球団が金銭の利益を受けるとき、選手は適当な分配金を受けることができる。さらに選手は球団の承諾なく、公衆の面前に出演し、ラジオ、テレビジョンのプログラムに参加し、写真の撮影を認め、新聞雑誌の記事を書き、これを後援し、また商品の広告に関与しないことを承諾する。」と規定する。野球協約44条の放送許可権についての統一契約書上の明文の同意規定はみあたらないが、肖像権説の立場からはこの16条に読み込むこともできるし、そうでなくても理論的基礎を同じくする規定として理解されよう。

60 日本サッカー協会選手契約書1条①は、「選手は日本サッカー協会、クラブが加盟するリーグ、連盟等の諸規程とクラブの諸規則を遵守する義務を負う」とし、同8条は、「クラブが選手の肖像、映像、氏名等を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない」と規定する（プロA契約書、プロB契約書、プロC契約書いずれも同じである）。

61 LPGA 公式サイトより (<https://www.lpga.or.jp/news/info/32146>)。

での放映権とは、LPGA トーナメントをテレビ放送、ラジオ放送、インターネット配信その他一切の公衆送信を行う権利を指すとし、トーナメント開催規程（現名称：LPGA トーナメント開催規約、LPGA ツアー開催規程）の改定を行い、「放映権」について明確にしたこと、そこでは、LPGA ツアーについての放映権が、「主催者様が有する施設管理権の一部（撮影機材、放送機材や設備を持ち込むことを許諾する権利）と「当協会の有する出場選手の肖像権の2つから成ることを確認することができた、とした。その上で、今後の方針として、①LPGA ツアーの放映権の一括管理による販売、②施設管理権を有する主催者に対して分配金という形で還元すること、③テレビ放映権料を請求することは現状では考えていない、との立場を明らかにした。

六 私見—新複合説

以上、各説を検討してきた。以上を踏まえて、私見を述べることにする。

1 スポーツ基本権との関連

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）は、国民の「スポーツ権」という語こそ明示的に用いていないが、第2条第1項は「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み」と定め、国民の権利であることを前提にしている（同様の文言は同法前文にも見られる）。このスポーツ権は憲法13条の幸福追求権の一内容と評価されている⁶²。

すなわち、スポーツ権は一部のエリートアスリートだけのものではなく、「国民の」権利（憲法13条の幸福追求権に包含され、スポーツ基本法においても定められている）であるという観点からは、プロアマ、選手の年代、放送価値の高低を問わず、国民がスポーツする映像を利用すること（放送、公衆送信等あらゆる利用を含む）は本来的にその選手自身の権利であるとの法律構成を導くことができる。スポーツ放映権もスポーツ権の1内容であるとの整理である。このように考えると、スポーツ放映権の法的根拠について、

62 「詳解スポーツ基本法」（成文堂、2011、[齋藤健司]）19頁、齋藤健司「スポーツ基本法の制定と今後の課題」（日本スポーツ法学会年報第19号、2012）。

スポーツ権説とでも呼ぶべき説をたてたい衝動を覚えるが、現時点ではスポーツ権の具体的権利性を唱える論考は見当たらないことを考えると、肖像権説をより上位（憲法、基本法）から支える概念との位置づけでよいように思われる。

2 著作権法の枠組みの中での検討

(1) 興行と著作権法

観客にパフォーマンス（ここでは著作権法上の実演とスポーツ選手のプレーを包括する趣旨で、何らかの意図された身体行動と定義しておく）を観せて感動を与え、その対価を得るという意味で、興行としての映画、演劇、スポーツの試合は共通点も多い。

このうち、映画と演劇については著作権法における保護が図られているのに対して、スポーツは一般に著作権法の保護の範囲外とされている。

そこで、以下には著作権法の枠組みとの対比（特に映画及び演劇の公演）の中で本稿のテーマを考えてみる。

映画についてみれば、著作物の例示に映画の著作物（著作権法 10 条 1 項 7 号）が挙げられ、その著作者は（多くの場合）監督とされ（同法 16 条）、従って、著作者人格権については監督に帰属するものの、著作財産権については映画製作者に帰属するとされる（法定帰属。同法 29 条 1 項）。映画は、脚本との関係では、脚本が原著作物、映画が二次的著作物という関係になる。これに対して、「著作物を、演劇的に演じ」る者（同法 2 条 1 項 3 号）である「俳優」は「実演家」に該当する（同法 2 条 1 項 4 号）とされ、著作隣接権（同法 89 条）としての実演家の権利（同法 90 条の 2 以下）が与えられる。

演劇は、映画に比べると著作権法上の扱いは小さい。まず、著作物の例示には挙げられていない（同法 10 条 1 項各号参照）。さらに映画であれば監督は同法 16 条で著作者にあたりうるが、演劇の「演出家」は「実演を…演出する者」（同法 2 条 1 項 4 号）として「俳優」と同列の実演家とされるにとどまる。演劇公演についての著作権法の扱いは、脚本という著作物と、俳優

と演出家の実演で構成されると理解しているようである^{63,64}。

(2) スポーツへのあてはめ

スポーツの試合そのものを著作物と見ることはできないが（同法2条1項1号の著作物の定義にあたらぬ）、立場を異にする複数の関係者がその役割を果たすことで試合という価値ある商品＝コンテンツを生み出す、という点で、映画や演劇に似ているように思われる。ブラジル旧著作権法でスポーツ放映権の帰属をスポーツ団体（クラブ）に認めつつも放映権収入の選手への分配について規定したことは、選手の果たす役割の重要性を俳優等の実演家に比したものではなかろうか⁶⁵。

筆者はスポーツの試合に著作物性を認めるべきとか選手を実演家として保護すべきと主張するものではないが、多数の者が集まってそれぞれの役割を果たして価値あるコンテンツを生みだしてそれで収益を上げるという興行というビジネスという点で、映画、演劇とスポーツは類似している。にもかか

63 なお、著作権法10条1項3号は「舞踊又は無言劇の著作物」を著作物の例示として掲げているが、これらは舞踊の型、無言劇の型を意味し、舞踊や無言劇の実演（公演）そのものとは解されていない。ただし、演劇の公演自体に著作物性を認めようとする見解もある。福井健策「講演録・ライブ・エンタテインメントと著作権」（コピーライト2005.10）6頁、同文献が言及する芸団協・文化法研究会編著「舞台芸術と法律ハンドブック」48頁（桑野雄一郎担当）、福井健策編、福井健策・二関辰郎著「ライブ・エンタテインメントの著作権」（著作権情報センター、2006）106頁以下。

64 内藤篤「エンタテインメント契約法（第3版）」（商事法務、2012）は、その「プロデューサー論」（同書3頁以下）において、プロデューサーをリスクマネーを負担しつつ『一体としての作品』についてのコントロール権を有する者にとらえた上で、演劇を例にとり、著作権法では演劇を1つの著作物とは捉えない（著作物の単位について、台本、俳優の実演、音楽著作物、大道具などの美術の著作物とバラバラに観念される）のに対して、プロデューサー論においては演劇における単位は「一体としての作品」である、とする。演劇公演自体は著作物にあたらぬとの理解が前提となっているようであるが、演劇実務の観点からは、演劇のプロデューサーは映画でいえば映画製作者のような存在である点を示唆している点で、演劇公演自体を著作物にとらえようとする説と軌を一にするように思われる。前者はそれを契約論の中で把握し、後者はそれを著作権法の解釈論の中で展開せんとするものであると理解できる。

65 なお、フィギュアスケート、新体操、アーティスティックスイミングなどのいわゆるアーティスティック・スポーツの振付について著作物となりうるとの立場も出てきている。中山信弘「著作権法（第4版）」（有斐閣、2023）101頁、町田樹「著作権法によるアーティスティック・スポーツの保護の可能性：振付を対象とした著作物性の画定をめぐる判断基準の検討」（日本知財学会誌16巻1号73頁（2019））。

ならず、映画と演劇は著作権法により関係者の利害調整を図る法的整備がなされている一方、スポーツにはこれといった法的整備が存在しない。筆者は、この点を、選手のプレーの点については肖像権に求め、放送設備の設置については主催者が有する施設管理権に求める。それは映画において、俳優に実演家の権利が認められ、一方、映画製作者に映画の著作権を帰属させるのと同様である。あるいは演劇公演についても不十分ながら著作権法の整理がなされており、一部には映画のように演劇公演自体に著作物性を認めようという見解も存在する。

リスクマネーの投下とコントロール権を手掛かりとする主催者説は、映画、演劇公演の製作者・制作者にスポーツ放映権の帰属を認めるものであり、プロデューサー論に通じるものがあるが、主催者説についてはその法的根拠の脆弱性からとりえないと考える。現状では具体的権利として整理できる肖像権と施設管理権をもってスポーツ放映権の法的根拠とするのが妥当と考える次第である。

3 新複合説

(1) 複合説の見直しと新複合説

以上の検討を踏まえて、筆者はスポーツ放映権の法的根拠について、肖像権と施設管理権に根拠を求めつつも、その内容としては、選手の肖像権がより本質的であり、施設管理権が妥当する領域（試合会場に放送機材を持ち込むような場合）においては施設管理権にもスポーツ放映権の法的根拠を求める立場をとることとする（これを仮に「新複合説」と称する）。

(2) 訴訟物、原告適格

この新複合説に立って、スポーツ放映権侵害の場合の法的救済には何があるか、訴訟する場合の訴訟物は何か、を整理すると、以下のようになる。

1) 不法行為に基づく損害賠償請求

- ① 肖像権侵害に基づく場合は、訴訟物は肖像権であり、肖像権は映っている選手に帰属し、よって選手が原告適格を有する。肖像権者か

ら同意を得たとする球団・クラブ又は大会主催者が肖像権侵害を主張することはできず、契約に基づく肖像利用の許諾を受けた利用権者に過ぎないので、積極的債権侵害の問題となろう（次②参照）。

- ② 施設管理権に基づく場合は、訴訟物は施設管理権であり、それは施設管理権者に帰属し、よって施設管理権者が原告適格を有する。ここで施設管理権を契約上の利用権と観念する限りは積極的債権侵害が成立するかの問題となる。テレビ局が中継用に設置するような放送機材を施設管理権を有する者（多くの場合は試合や大会の主催者）の許諾を得ずに試合会場に持ち込んだ場合などには、たとえ機材設置分の入場券を購入していたとしても積極的債権侵害による不法行為が成立する可能性は認めても良いと考える。他方、スマートフォン等の簡易な録画機器を試合会場に持ち込んで録画、配信するような行為を施設管理権侵害（債権侵害）と考えることは困難ではなかろうか。

2) 妨害排除請求権

- ① 肖像権、肖像パブリシティ権はいずれも人格的権利として妨害排除請求権が認められる。映っている選手が原告適格を有する。
- ② 施設利用権は、所有権や占有権に基づく主張でない限りは、債権的な権利に過ぎないので妨害排除請求権は認められない。

(3) 肖像権と施設管理権の関係

肖像権と施設管理権の関係についてはあまり論じられてこなかった。思うに、i) 肖像権は映される側の権利、施設管理権は映すための設備を設置する際に根拠となる権利であること、ii) 肖像権は人について、施設管理権は物の利用についての権利であること、iii) 肖像権説によればスポーツ放映権は肖像権の一内容と理解するのに対して、施設管理権からは直接スポーツ放映権という概念は出てこないことなど、肖像権と施設管理権はもともと性質や議論の視点が異なる議論であった。にもかかわらず両者を単に併記するとどまった拙稿 2000 等は未熟な論であった。

この点、新複合説の立場からは、次のように考えられる。

- ① スポーツ放映権が取引（契約）の対象として成立している以上、肖像権と施設管理権とは別個の権利として把握することには実務上意味がある。
- ② 但し、スポーツ放映権の侵害訴訟（典型的には大会主催者や選手の同意を得ない無許諾放送）において、訴訟物や原告適格を論じる際には、肖像権や施設管理権（その帰属）にブレイクダウンして論じることで特段問題はなからう。

映画や演劇公演のように著作権法により関係者の利害調整や利益保護が図られているわけではないスポーツの試合にあっては、a) プレーにより試合を構成する選手については肖像権をもって論じ、b) 試合会場の施設管理権という物理的に会場を管理利用する主催者については施設管理権をもって論じること、その上で契約法理に基づき大会規約や選手契約等において権利の集約を図り関係者間の適切な収益の分配を図るとというのが、現在の実務と現行法の下では最善の法的整理ではなからうか。

七 まとめ

今日、スポーツ映像利用の重要性は、スポーツ放映のみならず、様々な利用形態が生まれることにより益々高まっていくと思われる。あるいはいずれわが国においてもブラジルのスポーツ一般法のような立法について論じられるようになるかもしれない。その場合、スポーツ放映権の法的根拠の議論は、権利侵害の救済方法や立法に理論的基礎を与えることになるだろう。

多くのご批判を乞う次第である。